

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、省エネ・再エネ活用設備の積極的な普及及び安心・安全な施工等に取り組む事業者を県が認定し広く県民に周知することにより、その普及促進を目指す「埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度」の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネ・再エネ活用設備

太陽光発電設備、太陽熱利用システム、蓄電池、エネファーム（家庭用燃料電池）をいう。

(2) 住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅をいう。

(3) 太陽光発電設備

太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー等の装置の総体をいう。

(4) 太陽熱利用システム（強制循環型）

太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムで、集熱器及び蓄熱槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステム

(5) 蓄電池

太陽光発電設備により発電した電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる定置型の設備

(6) エネファーム（家庭用燃料電池）

都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用する設備

(7) PPA（電力販売契約）

太陽光発電設備等の所有者が、当該設備を自己の負担により県内の住宅に設置し、所有・維持管理等をしながら、当該設備により発電した電力を当該住宅に居住する個人に供給する契約をいう。

(8) リース

省エネ・再エネ活用設備の所有者である貸主が、当該設備の借主である個人に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(9) 事業者

省エネ・再エネ活用設備の販売又は施工を行う者、省エネ・再エネ活用設備をPPA又はリースにより設置する者をいう。

(10) 契約実績

省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、PPA又はリースの実績をいう。

(11) 認定事業者

第5条第1項に規定する認定の通知を受けた者をいう。

(認定の要件)

第3条 第5条第1項に規定する認定は、次のいずれにも該当する事業者について行うものとする。

(1) 県内に事業所を置く者であること。

- (2) 法令を遵守し、適切に省エネ・再エネ活用設備を販売、施工、PPA又はリースにより設置する者であること。
- (3) 太陽光発電設備、太陽熱利用システム、蓄電池又はエネファーム（家庭用燃料電池）のいずれかの契約実績が過去1年間に1件以上あること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの。
 - イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの。
 - ウ 自己、その属する企業等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの。
 - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの。
 - オ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- (6) 埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと。

（認定の申請）

第4条 埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者の認定を受けようとする事業者は、認定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。

- (1) 申請事業者概要書（様式1-1）
- (2) 第3条第2号の履行に関する誓約書（様式1-2）
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項（様式1-3）
- (4) 過去1年間の契約実績が1件以上確認できる書類（契約書・保証書の写し等）
- (5) 県内に事業所を置くことが確認できる書類（商業・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）等）
- (6) 県税の滞納がないことを確認できる書類（直近の納税証明書等）

2 前項第6号の書類は、納税状況等確認システムにより滞納がないことを確認できる場合は、添付を省略することができる。

（認定等）

第5条 県は、前条の規定による申請をした事業者（以下「申請者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たすときは、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者の認定を行い、申請者あてに認定通知書（様式2）によりその旨を通知するとともに、事業者認定証（様式3）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 県は、申請者が第3条各号に掲げる要件を満たさないときは、申請者あてに不認定通知書（様式4）によりその旨を通知するものとする。

3 第1項の認定の有効期間は、認定のあった日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

（認定事業者の公表）

第6条 県は、前条第1項の規定により認定証を交付したときは、当該事業者について、認定事業者

名簿に登載するとともに、申請事業者概要書と併せて県ホームページにおいて公表するものとする。ただし、申請事業者概要書のうち過去の契約実績については、この限りでない。

(省エネ・再エネ活用設備普及活動の実施)

第7条 認定事業者は、県と共に、省エネ・再エネ活用設備の普及に努めなければならない。

2 認定事業者は、県が実施するエネルギーに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(取組の報告)

第8条 認定事業者は、前年度における前条に定める活動の状況及び契約実績（認定のあった年度にあっては、認定のあった日から当該年度の末日までの契約実績）を毎年6月末までに活動状況報告書（様式5）により、県に報告しなければならない。

(認定の更新)

第9条 認定の更新を受けようとする認定事業者は、認定の有効期間が満了する日の30日前までに認定更新申請書（様式6）に次に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。

(1) 申請事業者概要書（様式6-1）

(2) 第3条第2号の履行に関する誓約書（様式6-2）

(3) 暴力団排除に関する誓約事項（様式6-3）

(4) 太陽光発電設備、太陽熱利用システム、蓄電池又はエネファーム（家庭用燃料電池）のいずれかの過去1年間の契約実績が1件以上確認できる書類（契約書・保証書の写し等）

(5) 県内に事業所を置くことが確認できる書類（商業・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）等）

(6) 県税の滞納がないことを確認できる書類（直近の納税証明書等）

2 前項第6号の書類は、納税状況等確認システムにより滞納がないことを確認できる場合は、添付を省略することができる。

3 県は、前項の規定による申請をした事業者が第3条各号に掲げる要件を満たすときは、申請者あてに認定更新通知書（様式7）によりその旨を通知するとともに、更新した事業者認定証を交付するほか、認定事業者名簿の登載内容を更新するものとする。

4 県は、第1項の規定による申請をした事業者が第3条各号に掲げる要件を満たさないときは、申請者あてに認定更新不認定通知書（様式8）によりその旨を通知するものとする。

5 第5条第3項の規定は、第3項の場合に準用する。

(認定事項の変更)

第10条 認定事業者は、第5条第1項の規定による認定又は第9条第3項の規定による認定の更新を受けた事項に変更があったときは、認定変更届出書（様式9）を県に提出しなければならない。

2 県は、前項の届出を受理したときは、認定事業者名簿の登載内容を変更するものとする。

3 県は、認定事業者が第1項の届出を行わないときは、当該認定事業者に対し、期限を定めて当該届出を行うよう指示することができる。

(認定証の再交付)

第11条 認定事業者は、認定証を紛失したとき、又は毀損したときは、認定証再交付申請書（様式10）により再交付を県に申請することができる。

2 県は、前項の規定による申請があったときは、認定証を再交付することができる。

3 認定証の再交付を受けた認定事業者が、紛失した認定証を発見したときは、速やかに再交付した認定証を県に返納しなければならない。

(調査等)

第12条 県は、第3条各号に掲げる要件を満たすかどうかの確認に当たり、申請者に対して必要となる書類の提出を求めることができるものとし、申請者は速やかに応じるものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、認定事業者の事業所に立ち入り、必要となる書類の提出を求めることができる。

(認定の辞退・取消)

第13条 認定事業者は、認定を辞退しようとするときは、認定辞退届（様式11）に認定証を添えて県に届け出なければならない。

2 県は、前項の規定による届出があったときは、当該認定事業者の認定を取り消すものとする。

3 県は、認定事業者が次のいずれかに該当したときは、当該認定事業者の認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者が、廃業又は破産したとき。

(2) 認定事業者が、第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は虚偽の申請をしたことが判明したとき。

(3) 認定事業者が、第4条第2号に掲げる誓約書の内容を遵守していないと県が認め、かつ、県の改善の指示に従わなかったとき。

(4) 認定事業者が、販売、施工、PPA又はリースに関し不正又は著しく不当な行為を行う等、県が認定を取り消すことが相当と認めたとき。

4 第12条の規定は、前項の場合に準用する。

5 県は、第2項又は第3項の規定により認定を取り消すときは、当該認定事業者あてに認定取消通知書（様式12）によりその旨を通知するものとする。

6 県は、第3項の規定により認定を取り消し、前項の通知をしたときは、当該認定事業者に弁明の機会を与えるものとする。

7 県は、第2項の規定により認定を取り消したとき、前項の規定による弁明に理由が無いと認めるとき又は通知より7日以内に弁明がないときは、認定事業者名簿から当該認定事業者を削除する。

8 認定事業者名簿から削除された認定事業者は、速やかに認定証を返納しなければならない。

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年10月2日から施行する。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正前の要領第3条第3号に掲げる設備のうちV2H充放電設備（電気自動車又はプラグインハイブリッド車から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置で電気自動車等と住宅とで電力を相互に供給する設備）の契約実績により、改正前の要領第5条に基づく認定を受けた事業者については、要領第5条に基づく認定を受けた事業者とみなす。